

# 第2次中期計画

鳥取看護大学

<重点指標>	1.学部生・院生授業内容満足度	100%
	2.科学研究費の申請率	25%
	3.まちの保健室開催件数	50件/年

<3つの柱>	1.質の高い教育の実施
	2.研究の活性化
	3.地域社会への貢献

育成する人材像	1.専門的な基礎知識と技能を持ち、豊かな人間性で患者に寄り添う人材 2.地域医療・在宅医療を支える人材 3.地域で働くことに喜びと誇りを持つ人材
---------	--

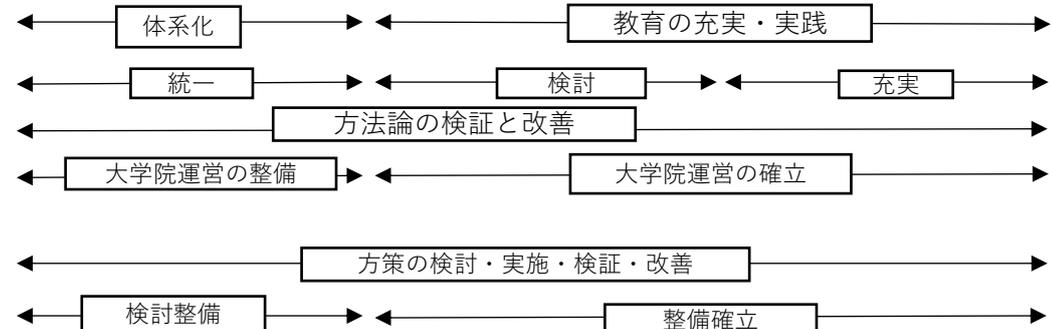
<3つの柱>

主要計画

2019年度 2020年度 2021年度 2022年度 2023年度 2024年度

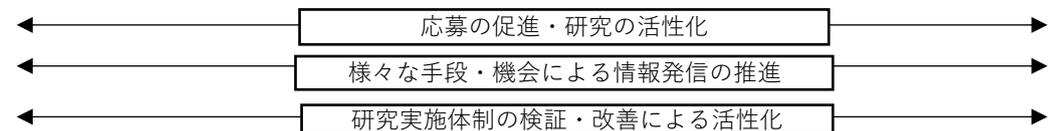
質の高い教育の実施

- ★学部のカリキュラムの充実した運営による学生の学習環境の向上
  - ・開講科目の充実と体系化させた教育の実践
  - ・教育の目的性の統一を図り、教授法の検討、学部教育の内容の充実
  - ・地域をキャンパスとした教育実践による学部教育の方法論の探求
- ★大学院設置の趣旨に沿った大学院カリキュラム運営の確立
- ★教育の実施体制の確立
  - ・教員の教育力向上のためのFD活動等体制の確立
  - ・教員体制（定年年齢を超えた教員等）の整備



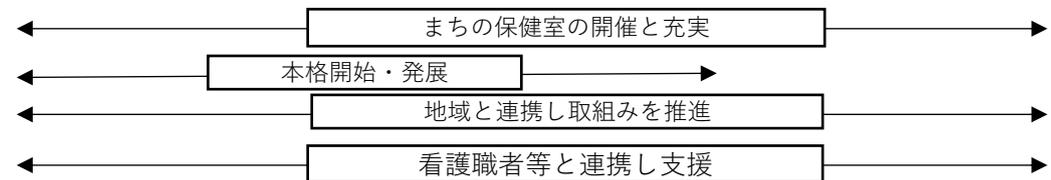
研究の活性化

- ★全教員が研究に取り組み、研究水準の向上を図り、質の高い研究を実施
  - ・科学研究費助成事業・学長裁量経費・教育研究プロジェクトによる研究推進
- ★研究活動や成果に関する情報の発信による地域社会への還元
- ★予算や人員等の適切配置による研究組織・研究環境の充実・強化



地域社会への貢献

- ★自治体等と連携し、地域ニーズに対応した教育研究活動を推進
  - ・まちの保健室の開催とまめんなかえ師範の育成
  - ・とっとりプラットフォーム5 + αの推進
- ★地域づくり活動や健康づくり活動に関連した取り組みの推進
- ★看護職者等のニーズを踏まえ、県内看護職者の資質向上を支援



# 鳥取看護大学 第2次中期計画

## 第1 はじめに

学校法人藤田学院鳥取看護大学は、「地域に貢献する人材の育成」という建学の精神に基づき、「保健医療に関し、深く専門の学問を研究教授し、豊かな教養と専門学術および職業に必要な能力を習得させ、学生に自らの人格を培うことを援助し、地域又は社会における保健医療・福祉の向上に貢献する人材を育成するとともに看護学の発展に寄与する」ことを目的としている。

この目的を達成するために、「人を思いやる豊かな人間性を育み、人の生き死にに誠実に向き合う堅固な倫理性と使命感を身に着け、専門的な知識や技術、科学的な思考に基づく判断力を養い、他者と協力して問題解決にあたる看護専門職として、地域に貢献できる人材を育成する」ことを教育理念とした。

本学は、地域が求める看護者を育成する大学として、次の3つの人材像を掲げている。

- ◆専門的な基礎知識と技能を持ち、豊かな人間性で患者に寄り添う人材
- ◆地域医療・在宅医療を支える人材
- ◆地域で働くことに喜びと誇りを持つ人材

このような人材を育成するため、本学は開学から完成年度までの第1次中期計画期間(平成27年4月1日～平成31年3月31日)において、教育・研究活動や地域貢献活動を推進し、また、自主・自律的および効率的な大学運営を行うための基礎的な機能の確立に取り組んできた。

第2次中期計画期間においては、ますます多様化する保健医療ニーズに応え、地域の課題を解決するため、教育・研究の更なる質的向上を図り、以下の目標を掲げ、一層積極的に取り組んでいくものとする。

### <基本的な方向>

#### 1 質の高い教育の実施

豊かな人間性を培い、看護の対象である人間を総合的に理解する能力、専門的な知識と技術、科学的思考に基づいて判断し実践できる能力を身につけ、地域社会の看護分野を支える人材を育成する。

#### 2 研究の活性化

質の高い研究に積極的に取り組み、各種助成事業への応募を活性化させ、研究体制を整える。

#### 3 地域社会への貢献

医療機関や他大学、自治体等と連携して、地域づくりの発展に寄与し、研究の成果等を地域社会に還元する等、地域貢献の取組を積極的に推進する。

#### 4 効率的かつ効果的な大学運営

社会の変化に機動的に対応できる運営体制を確立するとともに、学生数の確保を基本に外部資金の獲得、経費管理により経営基盤の強化を図る。

## 第2 中期計画の期間等

### 1 中期計画の期間

2019年4月1日から2025年3月31日まで

### 2 数値目標

本計画の主要数値目標を次のとおり設定する。

分野	項目	算定方法	目標値
教育	学部学生と大学院生の授業内容満足度	授業アンケートの平均値	4.0
学部学生確保	入試倍率の安定的な維持	受験者数/募集人員	2.0倍
学生支援	就職希望者の就職内定率	就職内定者数/就職希望者数	100%
研究	科学研究費の申請率	申請教員数/教員数	25%
地域貢献	まちの保健室開催件数	まちの保健室開催件数/年	50件
業務運営	FD・SD研修会への参加率	FD・SD研修会参加者数/教職員数	90%

他の数値目標についても必要により設定し、計画の推進を図る。(別表)

### 3 教育研究上の基本組織

この中期計画を達成するため、教育研究上の基本組織として、看護学部看護学科、大学院看護学研究科、附属図書館別館を置く。

## 第3 大学の教育研究等の質の向上に関する目標とその行動計画

### 1 教育に関する目標とその行動計画

目標：①学部のカリキュラムの充実した運営による学生の学修環境の向上

②大学院設置の趣旨に沿った大学院カリキュラム運営の確立

行動計画：

#### (1)教育の内容

##### ア 学部

- ① 2019年度より開始する新カリキュラムに基づいて、各年度の開講科目の充実に努めるとともに、科目間や教員間の連携を深めることでカリキュラムを体系化させ、教育内容の充実を図る。また、新旧カリキュラムが混在する年度でも円滑な科目運営を行い、学生の学修を支援する。

- ② 激変する社会状況を見極めつつ看護教育の本質を探究し、各教員の教育力向上に力を注ぎ、本学特有の地域をキャンパスとした学習環境整備を進める。

## イ 大学院

看護学の研究的背景を基盤に、日本・海外の如何にかかわらず、対象の属する文化・社会的背景と健康問題や健康に関する強みを理解したうえで、それぞれの専門分野の視点からケアを構築する研究的視点を持つ実践看護者を養成する。

研究背景に沿ったコースとして、設置する分野は①地域イノベーション看護 ②地域メンタルヘルス看護 ③地域家族子育て支援看護 ④国際地域看護の4分野とする。

### (2)教育の実施体制

- ①教員組織を整備し、分野内および分野間の連携を図り、3つのポリシーに沿った教育とその質の向上に努める。
- ②教員の教育・研究能力を向上するための研修、相互評価、自己評価に力を入れる。

## 2 学生の確保に関する目標とその行動計画

目標：①学部学生の安定的な確保と優秀な受験生の増加

②社会人学生受け入れの増加

行動計画：

### ア 学部

- ① 入試倍率を安定的に維持し、学生を安定的に確保するため、アドミッション・ポリシーと教育内容の的確な情報発信を行うとともに、中高生および受験生へ向けて積極的な広報の方法を、検討し実行する。
- ② 優秀な受験者の増加を目指し、現行の募集定員や入試制度の検証を行い、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。
- ③ リカレント教育の場として社会人学生を確保するため、学生募集活動の対象となる法人・企業・事業所等を検討するとともに、社会人学生のための学習サポート体制も検討する。

### イ 大学院

- ① 実践経験を経て、高度な専門知識の習得意欲や課題認識を持つ学生を確保するため、アドミッション・ポリシーや教育内容を的確に伝えられるよう、広く情報発信を行う。
- ② 優れた看護実践能力を持つ多様な人材を確保するため、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。
- ③ リカレント教育の場として、社会人学生が就業しながら学びやすい環境の整備に取り組むとともに、その情報発信に努める。

## 3 学生支援に関する目標とその行動計画

目標：①学生が学修に専念できる環境整備

②キャリア支援サービスの向上

行動計画：

**ア 学部**

- ① 学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることが出来るよう環境を整え、人間的成長を促すための支援を充実・強化する。
- ② 学生の意思や適性に即した進路を実現出来るよう、キャリア教育や就職相談支援体制の充実を図る。
- ③ 県内就職率の向上を図るため、学生や卒業生に対する支援に重点的に取り組む。

**イ 大学院**

- ① 社会人学生に対しては、学修と就業が両立出来るよう支援する。
- ② 修了生が高度な専門性を備えた看護職者として更なる質の向上を図ることが出来るよう修了後の支援を行う。

#### 4 研究に関する目標とその行動計画

目標：全教員の研究水準の向上

行動計画：

**(1) 研究水準及び成果**

- ① 全教員が専門分野の研究に取り組み、研究水準の向上を図り、質の高い研究を行う。
- ② 科学研究費助成事業等に積極的に応募し、研究に取り組む。
- ③ 研究活動や成果に関する情報を積極的に発信し、地域社会に還元する。

**(2) 研究の実施体制**

- ① 効果的かつ適正な研究活動を行うため、予算や人員等の研究資源を適切に配置し、研究組織及び研究環境を充実・強化する。
- ② 地域社会のニーズが高い研究に、学長を中心として、全分野が一致協力して関わり、積極的に取り組む。

#### 5 地域貢献に関する目標とその行動計画

目標：地域のニーズに対応する教育研究活動の発展

行動計画：

- ① 県内の大学や自治体、関係機関等と連携し、地域のニーズに応じた教育研究活動を推進する。
- ② 地域のさらなる活性化を図るため、地域づくり活動や健康づくり活動に関連した取組を推進する。
- ③ 医療機関や看護職者等のニーズを踏まえ、県内の看護職者の資質向上を支援する。

### 第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標とその行動計画

#### 1 運営体制の改善に関する目標とその行動計画

目標：効率的な大学運営

行動計画：

- ① 理事長及び学長のリーダーシップの下、意思決定の迅速化を図り、教職員が一体となって効率的かつ効果的な大学運営を行う。

- ② 社会情勢や教育環境の変化への感度を高めるとともに、外部有識者の意見を聞く機会を積極的に取り入れ、多様な観点を踏まえた運営を行う。
- ③ 監事監査、内部監査および会計監査人監査の実施により、監査体制を充実・強化し、適正な運営を行う。

## 2 人事の適正管理に関する目標とその行動計画

目標：人事の適正管理による教職員の能力向上

行動計画：

- ① 中長期的な視点に立って、年齢や資格・職位のバランスに留意した教職員配置を行う。
- ② 教員の教育・研究能力や業績を公平かつ客観的に評価し、授業公開や研究発表等を通じて大学全体としての教育の質の改善・向上を図る。
- ③ 自己啓発制度や目標管理、人事評価制度を活用するとともに、体系的な職員研修体制を整備し、将来の大学運営を担う職員を育成する。
- ④ FD・SD研修等に積極的に取り組み、教職員の能力向上を図る。

## 3 事務の実施体制の充実及び有効性・効率化・計画性に関する目標とその行動計画

目標：事務の実施体制の充実及び有効性・効率化・計画性の向上

行動計画：

- ① 事務処理方法や事務組織の見直しにより、事務の有効性・効率性・計画性の向上を図る。

## 第5 財務内容の改善に関する目標とその行動計画

### 1 自己収入及び外部資金の確保に関する目標とその行動計画

目標：①自己収入の安定化

②外部資金獲得体制の強化

行動計画：

- ① 安定した経営基盤を確立するため、授業料等の学生納付金及びその他の自己収入の確保に努める。
- ② 日本私立学校振興・共済事業団からの一般補助・特別補助等の外部資金の獲得に、教職員が一体となって積極的に取り組む。
- ③ 科学研究費助成事業等の外部資金の獲得に、全教員が積極的に取り組む。

### 2 経費の効率的執行に関する目標とその行動計画

目標：経費節減

行動計画：

- ① 教職員のコスト意識を高めるとともに、効率的な予算執行を徹底することにより、経費の節減に努める。

### 3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標とその行動計画

目標：資産・資金の適正管理と有効活用

行動計画：

- ① 施設・設備等の状態を常に把握し、定期的な点検・整備を行い適正に管理する。

- ② 教育研究活動に支障がない範囲で、施設・設備の有効活用を図る。
- ③ 資金は資金計画に基づき適正に管理し、余裕資金については安全かつ効果的な方法で運用する。

## **第6 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標とその行動計画**

### **1 自己点検及び評価の実施に関する目標とその行動計画**

目標：大学としての教育・研究・地域貢献の質の向上

行動計画：

- ① 大学の活動全般について自己点検・評価および外部評価を実施し、教育・研究・地域貢献の質の向上に努める。

### **2 情報公開の推進に関する目標とその行動計画**

目標：大学情報の透明性の向上

行動計画：

- ① 教育・研究・社会貢献および大学運営に関する情報等を積極的に公開し、大学の透明性を図る。

## **第7 その他業務運営に関する目標とその行動計画**

### **1 大学の安全管理に関する目標とその行動計画**

目標：安全で安心な教育研究環境の確保

行動計画：

- ① 安全・安心な教育研究環境を確保するため、危機管理マニュアルの更新、危機管理体制及び安全衛生管理体制の充実をはかり強化する。
- ② 情報セキュリティの維持と強化に向け、利用者の意識向上と情報セキュリティ体制の充実強化を行う。

### **2 人権の尊重に関する目標とその行動計画**

目標：人権を尊重する体制の充実化

行動計画：

- ① 教職員および学生を対象にした人権に関する研修を実施するとともに、学内におけるハラスメント行為防止や早期対応のための相談体制を整備・充実する。

### **3 法令等遵守に関する目標とその行動計画**

目標：法令遵守の徹底

行動計画：

- ① 研究倫理教育やFD・SD研修等を通じて教職員の法令等遵守を徹底し、コンプライアンス教育を充実させ、学生への指導・相談につなげていく。